

HBトラス

実績配当型合同運用指定金銭信託

商品説明書



この商品説明書は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2により準用する金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づきお渡しするものです。

お申込みの際には、本書の内容を十分にお読みください。

○ お申込みにあたっての留意事項

お申し込みにあたっては、以下の留意点をご確認ください。

【金銭信託のリスク】

- ◎ 金銭信託は、以下のリスクにより元本割れ、予定配当額の減少が生じるおそれがあります。
 - ① 主たる運用資産である金銭信託ファンドの信託受益権、及び当該金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権等が市場金利上昇等に伴い、その価格が下落したり、市場金利の低下により収益が減少した場合等《金利変動リスク》
 - ② 主たる運用資産である金銭信託ファンドの信託受益権に元本割れが発生する場合、及び当該金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権（自動車ローン等）に当初の予想を越えた貸倒等が発生した場合等《信用リスク》
 - ③ 一時的に想定を超える大量の解約が発生し支払い準備金が著しく不足する場合《流動性リスク》
 - ④ 主たる運用資産である金銭信託ファンドの信託受益権、及び当該金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権にかかる管理委託先や信託業務委託先の信用状況の悪化等が発生する場合等《管理委託先等にかかるリスク》
- ※詳しくは、後述の「各種リスクについて」をご覧ください。

【金銭信託取引に係る諸費用】

- ◎ お預入れから償還までの間にご負担いただく費用は以下のとおりです。
 - ① 信託財産の中から信託報酬をいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限（年3%）・下限（年率0.01%）の範囲内とし、運用成果に基づき計算します。
 - ② その他、信託財産の中から信託事務の処理に必要な費用を支払う場合があります。
- ※詳しくは、後述の「費用について」をご覧ください。

【その他の重要事項】

- ◎ 金銭信託は預金と異なり元本および利益の保証はありません。
- ◎ 中途解約はできません。（但し、やむを得ない事情により当行が認めた場合を除きます。中途解約される場合は、解約手数料がかかり、お受け取り額が当初お預入いただいた元本を下回る（元本割れ）が発生することがあります。）
- ◎ 預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◎ 予定配当率はこれを保証するものではありません。
- ◎ 信託期間満了による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還が遅延または停止し、信託を終了する場合があります。

I 「HBトラスト」の特徴

「HBトラスト」は、日本を代表する格付機関の一つである「格付投資情報センター (R&I)」から格付を取得した金銭信託の受益権を主たる運用対象とする合同運用指定金銭信託 (ユニット型) です。元本の安全性を重視しながら、収益性の実現をめざします。

1 格付Aを取得した資産 (信託受益権等) を主な運用対象とした安全性を重視した合同運用指定金銭信託です。

- 「HBトラスト」は、「実績配当型合同運用指定金銭信託 (ユニット型)」のことをいいます。
- 実績配当型合同運用指定金銭信託 (ユニット型) は、株式会社格付投資情報センター (R&I) より格付Aを取得した資産 (信託受益権・資産担保証券等) を主な運用対象とする安全性を重視した商品です。
- 実績配当型合同運用指定金銭信託 (ユニット型) は、お客さまの信託金を、他のお客さまの信託金と合同して、信託約款にて予め指定された運用対象に運用する「合同運用指定金銭信託」です。
- 実績配当型合同運用指定金銭信託 (ユニット型) の信託財産は受託者である広島銀行の資産とは分別して管理されます。

2 募集期間中にいつでもお申し込み手続きが可能です。

- 「HBトラスト」は、募集期間中 (具体的な募集期間は募集要項をご覧ください) 信託設定日前でもお申し込み手続きを受け付けます。従いまして他の運用商品からの預け替え時に便利な商品です。
- なお、お客さまからのお申し込み総額が募集予定総額に達したときは、上記の期間内であっても、お申し込みの受付を終了することがあります。
- また、お申し込み手続きを頂いても、信託設定日までの間は付利しません。

3 『元本の安全性』に配慮しつつ、『着実な予定配当の実現』を目指します。

- 信託設定日前に予め予定配当率をご明示し、信託期間中を通じて当該予定配当率は変更しません。
- 「HBトラスト」は、実績配当型の信託であり、予定配当率は、これを保証するものではありません。また、お申し込みいただいた信託金の元本を保証するものでもありません。

4 お申し込みは500万円以上1,000円単位でご利用になることができます。

- 募集期間、募集総額などについては、募集の都度お渡しする「募集要項」をご覧ください。

II 運用の基本方針について

1 元本の安全性を重視しながら、収益性の実現をめざす運用を行います。

「格付Aを取得した金銭信託の受益権」を満期保有を目的とした主たる運用対象とすることにより、元本の安全性を重視しながら、収益性の実現をめざします。

※格付機関の「格付投資情報センター(R&I)」より格付「A」を取得した信託受益権に主として投資します。
(詳細は後記Ⅳ.3『格付について』をご覧ください。)

※このほか「日本国債」「預金(当行の銀行勘定を含む)、コールローン」等に運用できます。

2 募集開始時に予定配当率をご明示いたします。

募集毎に設定される予定配当率を募集開始時にご明示致します。なお、予定配当率明示後、信託の設定までの間に市場環境等が著しく変化した場合には、信託設定日までの間に、明示した予定配当率を変更する場合があります。

※信託期間中に予定配当率の見直しは行いません。

※予定配当率はこれを保証するものではなく、実際の配当率はこれを下回る可能性があります。

III お申込み及びお受取りについて

1 お申込みの方法

- ① 毎回期間を定めて募集し、募集期間中いつでもお申込み手続きを受け付けます。
- ② お申込み手続は、当行所定の申込書に記名押印のうえご提出いただくとともに、あらかじめご指定いただいたお客さまご本人名義の当行預金口座(以下「指定口座」という)にお申込み金をご入金ください。
- ③ お申込み金額の総額が募集予定額に達した場合には、募集期間の途中であってもお申込みを締切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 信託設定日に、指定口座からの自動引落しにより、「HBトラスト」を設定いたします。信託設定日までにご入金がない場合は信託を設定出来ませんのでご注意ください。
(万一お申込みを撤回される場合は、募集期間中にお取引店にお申出ください)

※事前にお申込み手続きを頂いても、信託設定日までは付利されません。

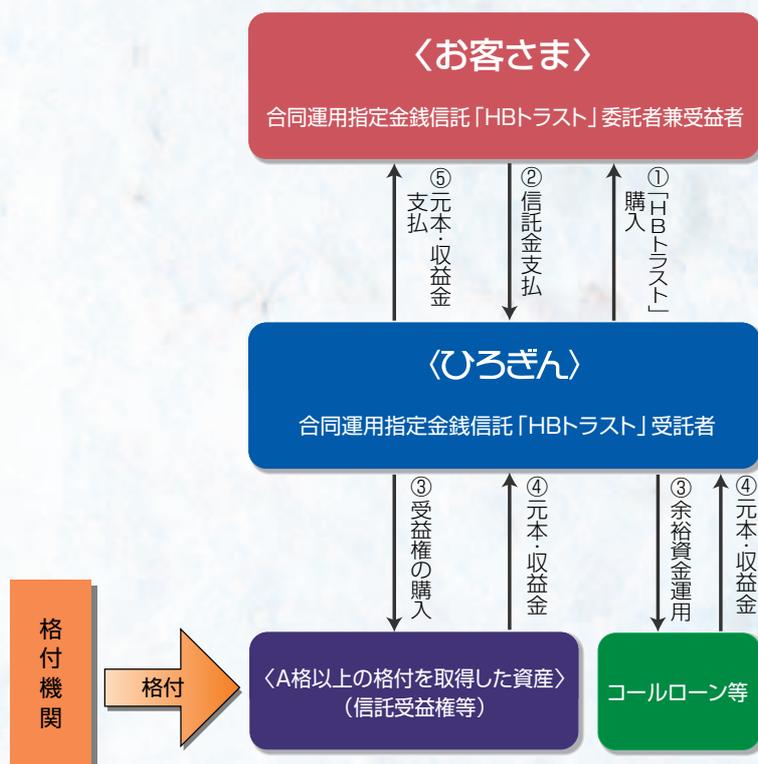
2 お受取り方法

収益金および元本償還金は、金銭にて償還日に、指定口座にご入金致します。

IV 「HBトラスト」の仕組み

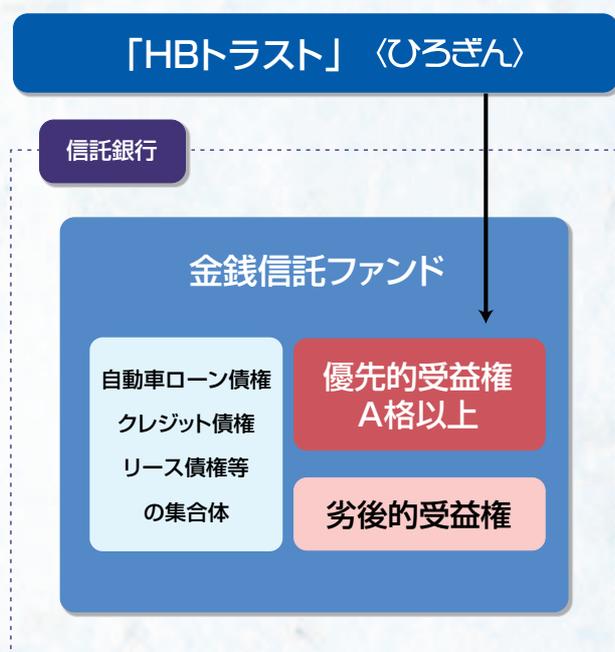
1. 概要

「HBトラスト」の仕組みを図示すると、次のとおりです。



- ① お客さまは、〈ひろぎん〉へ「HBトラスト」の購入申込をします。
- ② お客さまに、〈ひろぎん〉へ信託金を払い込んで頂きます。
- ③ 〈ひろぎん〉は、お客さまからお預かりした信託金を、主としてA格以上の格付を取得した資産に満期保有を目的として運用し、余裕資金についてはコールローン等の資産（換金性・安全性の観点から当行が適当と認めたものに限ります）に運用します。また、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ合同運用財産を害するおそれがないと認められる場合には、当行の銀行勘定等に運用する場合があります。
- ④ 〈ひろぎん〉は、運用した信託金の元本・収益金を受け取ります。
- ⑤ 〈ひろぎん〉は、「HBトラスト」の償還日に元本と配当金を金銭にてお支払いいたします。

2. 「HBトラスト」の主たる運用財産



- 「HBトラスト」の主たる運用対象は、信託銀行を受託者とする金銭信託ファンド（以下、「ファンド」という）の信託受益権（A格）です。ファンドは、主に自動車ローン等を信託財産としたA格以上の金銭債権等信託受益権等に投資します。
- 金銭債権等信託受益権等には、優先的受益権と劣後的受益権の2種類ございますが、ファンドはA格以上の格付を取得した優先的受益権に投資します。金銭債権等から発生する元利金は、まず優先的受益権の収益金・元本償還金に充てられることにより、「優先的受益権」の安全性を高める仕組みが講じられております。これを「優先劣後構造」といいます。
- これにより金銭債権の一部に貸倒等が発生した場合でも、まず劣後的受益権で貸倒等を吸収することにより、優先的受益権の元本償還への影響が出にくいように工夫されています。

3. 格付について

○ 格付とは

格付とは、お預けいただいた元本や収益配当がきちんと支払われるかどうかという確実性について、専門の外部機関（格付機関）が評価して記号で表わしたものです。

格付「A」とは、その確実性が高いという意味です。

○ 格付機関について

主たる運用対象である信託受益権の格付を行っている格付機関は「格付投資情報センター（R&I）」です。

○ 格付の定義について

主たる運用資産である信託受益権がR&Iより取得している「格付A」の定義は以下の表をご覧ください。

債券等の格付けの定義

AAA 信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。	AA 信用力は極めて高く、優れた要素がある。	A 信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB 信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。	BB 信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。	B 信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC 債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。	CC 債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。	C 債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

V 「HBTトラスト」のリスク・留意点について

1. 各種リスクについて

この商品の運用成果に影響を与える主な要因（元本割れの原因になり得るリスク要因）としては、主に以下のものがあります。

1	金利変動リスク	本商品については、市場金利が上昇した場合、主たる運用資産である金銭信託ファンドの固定金利型の信託受益権及び当該金銭信託ファンドが運用対象とする固定金利型の信託受益権、国債等の価格が下落することにより、予定配当通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、市場金利が低下した場合、主たる運用資産である金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権から生じる収益が低下するため、予定配当通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。
2	信用リスク	本商品の主たる運用資産である金銭信託ファンドの信託受益権に元本割れが発生する場合及び当該金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権（自動車ローン等）に当初の予想を越えた不良債権が発生した場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、運用対象資産であるコールローン等の取引の相手方の信用状況等に問題が生じた場合、取引の相手方の元利金が滞ることにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。
3	流動性リスク	本商品については、やむを得ない事情により当行が認めた場合を除き、中途解約はできません。また、当行の承諾を得ることなく信託受益権の譲渡、質入等の担保権設定またはその他の処分もできません。従って、信託約款の規定に従い、信託財産の交付がなされる場合または信託が終了する場合を除き、原則として金銭の支払いを受けることはできません。
4	管理委託先にかかるリスク	本商品の信託業務の委託先等（当行銀行勘定、利害関係人、または他の信託財産を含む）と取引を行う場合、当該委託先等の信用状況の悪化、債務不履行または事務の遅延等が発生した場合には、本商品の元本および配当に重大な悪影響が及び可能性がございます。また、主たる運用資産である金銭信託ファンドが運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権の回収業務等を委託されている信販会社等が破綻・営業停止等により回収業務を継続することが困難な場合等には、主たる運用資産について予定配当額どりの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

2. 留意事項

○ 費用について

HBTトラストのお預入れから償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用は次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません。

① 直接ご負担いただく費用

申込手数料	申込手数料はかかりません。
解約手数料	<p>この信託契約は中途解約はできません。ただし止むを得ないご事情により受益者から全部解約のお申出があり、当行でこれを認めたときは、全部解約に応じることがあります。なお、この信託契約の一部のみを解約することはできません。解約手数料は下記の計算式に基づき算出されます。なお、中途解約の場合は、解約手数料が発生し、お申出日に解約手数料を差し引いた後、金銭でお支払します。このため、お受取額がお預入れいただいた元本を下回ることがあります。</p> <p>解約手数料＝信託設定日における信託金の元本の額÷1,000×千円当りの解約手数料 千円当りの解約手数料＝1,000×{(残存期間別基準利率-予定配当率)+0.2%÷12×残存月数 但し、残存期間別基準利率-予定配当率≤0の時は、千円当たり解約手数料1,000×0.2%÷12×残存月数 ※千円当たり解約手数料の計算において、円未満は切上げ。 ※残存月数において、残存期間に端日数がある場合は、切上げて月数単位として計算。 残存期間別基準利率は、当行が市場金利をふまえて決定します。市場金利が上昇している局面では、当該利率も上昇し、その結果、解約手数料が高くなる場合があります。 (残存期間別基準利率の具体的な水準につきましては、窓口にお問い合わせください) なお、解約手数料は、合同運用財産に組入れます。</p>

② 間接的にご負担いただく費用

信託報酬	信託報酬は、原則として定例計算日（最終計算期日）に信託財産の中からいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限（年3%）・下限（年率0.01%）の範囲内とし、運用成果に基づき計算します。
その他信託財産にかかる費用	租税公課など信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

○ 信託業務の委託について

当行は、以下に掲げる業務の全部または一部について、以下の基準および手続きに従い選定される者（当行の利害関係人を含む）に委託することがあります。

◆ 委託業務および委託先の範囲

- ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務：金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者。
- ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務：法務大臣の許可を受けた債権回収業者。
- ③ 信託財産に属する有価証券の運用に関する業務：金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して、外国において有価証券の運用を業として営む者。

◆ 委託先の基準

- ① 委託する業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。
- ② 委託先の信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。
- ③ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
- ④ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ⑤ 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。

◆ 委託先決定の手続

当行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、委託を管理する部署において委託先が同項各号に定める基準の全てに適合するものであるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認の上、委託を実施する部署の決裁権者がこれを決定します。

○ 当行の銀行勘定、本信託業務の委託先、利害関係人、他の信託財産との取引について

HBトラストは、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を含みます）、本信託の信託業務の委託先、利害関係人、他の信託財産との間で取引を行ったり、当行の銀行勘定に運用する場合があります。この場合、当行は当行店頭に表示される普通預金利率で付利します。なお、利害関係人とは、株式の所有関係または人的関係において、当行、または本信託の信託業務の委託先と密接な関係を有する者として法令で定める者をいいます。

○ 受益者への報告事項について

当行は、以下の書面を、それぞれお客さま（受益者）に交付するものとします。

- ① 分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
- ② 信託終了時の最終計算を記載した書面
- ③ 信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料（なお、お客さま（受益者）から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします。）
- ④ 信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との取引の状況を記載した書面（なお、お客さま（受益者）から照会があった場合にはすみやかに回答するものとします。）

○ 信託の終了について

HBトラストは、下記の事由が起きた場合に終了します。

- ① 信託期間の満了
- ② お客さまからのお申出による中途解約(当行がこれを認めた場合に限りです。)
- ③ 当行による信託契約の解約(信託金の元本割れが明らかであると認めるとき、経済状況の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると認めた場合に限りです。)
- ④ 信託約款の変更に対するお客さまからの買取請求

○ 信託の登記等について

- ① 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② ①のただし書きに関わらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

○ 損益分配の基準について

合同運用財産について生じた、信託設定日から信託終了日までの計算期間の利益から、信託報酬その他の諸経費を控除し、信託財産に損失が生じたときは、その損失に充当した後の残額(総収益額)は、各受益者毎に計算される予定配当額にて按分して分配します。

○ 受益権の譲渡・質入について

この信託の受益権は、譲渡または質入することができません。当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

○ 収益金の課税関係について

収益金の配当に際しては、以下の税率で源泉徴収されます。

【個人のお客様】20.315%(国税15.315%、地方税5%)

【法人のお客様】15.315%(国税15.315%)

※2013年1月1日から2037年12月31日までは、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されます。

※税務の取扱いは、税制改正等により将来変更されることがあります。

○ 公告の方法について

信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞へ掲載する方法により行います。

○ 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体および指定紛争解決機関について

募集の都度お渡しする「募集要項」をご確認ください。

○ 少人数向け勧誘の告知

この信託は、有価証券届出書の提出は行っておりません。

この信託の権利につきましては、金融商品取引法第2条第2項に掲げる「信託受益権」です。

この商品説明書の以下に記載しております信託約款は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用する信託業法第26条に基づきお渡しするものです。信託契約の締結年月日等につきましては、信託設定日に交付する信託取引報告書等をご確認ください。

信 託 約 款

第1条（信託目的・追加信託）

- 委託者は、信託取引報告書に記載の金銭を受託者のために利殖する目的で信託し、当行は受託者としてこれを引受けました。
- この信託には信託金を追加することはできません。

第2条（信託期間）

- 信託契約の期間は、信託取引報告書に記載の信託設定日に始まり、信託取引報告書に記載の償還日の前営業日（以下「信託契約期間満了日」という）をもって終わるものとします。
- 信託契約の期間は延長できないものとします。
- この信託契約は信託契約期間満了前に解約することはできません。ただし、やむを得ない事情により受益者から全部解約のお申出があり、当行でこれを認めるときは、全部解約に応じることがあります。なお、この信託契約の一部のみを解約することはできません。
- 第3項にかかわらず、当行は信託契約期間満了日の前であっても、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると認めるときは、この信託契約を解約することができるものとします。この場合、解約により生じた損害につきましては当行は責任を負いません。

第3条（運用）

- 当行は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - 信託受益権及び信託受益証券（当行を受託者とするものを含みます）
 - 国債、地方債、社債
 - 預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
- 当行は、前項のほか、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号に定める場合に該当するときは、信託財産を当行の銀行勘定に運用することができます。この場合、当行は当行店頭に表示される普通預金利率で付利します。
- 当行は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、前2項に掲げる取引、為替取引ならびに有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引を、当行の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含む）、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で行うことができます。
- 第3項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の2（競合行為）

- 当行は、当行が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」といいます。）について、当行の銀行勘定または当行の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当行の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- 当行は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- 第1項の定めにかかわらず、当行は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条（合同運用）

- 信託金は、信託設定日、信託期間および資金の運用方法が同じである他の信託金と合同して運用します。
- 前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」という）について生じた損益は、第9条および第11条の定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を開覧または謄写することができるものとします。

第5条（信託の登記・登録の留保・信託業務の委託）

- 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 前項ただし書きに関わらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法のほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 当行は、以下の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当行の利害関係人を含む）に委託することがあります。

- 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務・金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等での有価証券の保管を業として営む者。
 - 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務・法務大臣の許可を受けた債権回収業者。
 - 信託財産に属する有価証券の運用に関する業務・金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して、外国において有価証券の運用を業として営む者。
- 当行は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
 - 委託する業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。
 - 委託先の信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。
 - 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
 - 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
 - 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。
 - 当行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において、第2項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを精査の上、同部署の決裁権限者がこれを決定します。
 - 前3項にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者（当行の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
 - 信託財産の保存にかかる業務
 - 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 当行（当行から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託先が行う業務
 - 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- 当行は、有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一次損が生じた場合も、これを補てんおよび利益の補足はいたしません。
- 当行は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間および信託金の額等に応じて予定配当率を決定し、信託契約時に信託金の各受益者に示します。なお、各受益者に分配する収益金の額は第9条または第11条に定める方法により計算し、受益者に示した予定配当率は、これを保証するものではありません。

第7条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。

第8条（収益金の計算日）

この信託の収益金の計算日は、信託終了日（以下「計算期日」とし、信託設定日から当該計算日までの期間を以下「計算期間」とします。）において、第9条に定める方法により受益者の収益金の計算をします。

第9条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- 計算期日に合同運用財産について生じた、収益計算日における信託設定日から当該収益計算日までの計算期間の利益は、次の順序により処理します。
 - 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬（ただし、円未満の端数は切り捨てます。）と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - 前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」という）は各受益者に対する収益金として分配するものとし、収益計算日の翌営業日に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお収益金の支払日が当該収益計算日の翌々日以後となった場合も収益金について付利は行いません。
- 前項第1号に定める信託報酬率は、総収益額と受益者ごとに計算される予定配当額（信託契約時に当行が示した予定配当率と当該計算期間中の信託金元本の残高および日数により計算される額。以下同じ）の合計額が同額となるよう決定するものとします。ただし、信託報酬率が年3パーセントを超えるときは信託報酬率を年3パーセントとして計算される額を信託報酬とし、信託報酬率が年0.01パーセント未満となるときは信託報酬率を年0.01パーセントとして計算される額を信託報酬とします。
- 総収益額は、受益者ごとの予定配当額で按分比例して分配するものとします。

第10条（信託の終了事由）

- この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。
 - 第2条第1項に定める信託期間の満了
 - 第2条第3項但書に定める解約
 - 第2条第4項に定める解約
 - 第16条第3項に定める買取請求

- (2) この信託が終了したときは、当行は最終計算書を作成し、受益者の承認を求めるとします。この場合は、最終計算期日前に既に受益者あて報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、当行が受益者に対し承認を求めた日から1ヵ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第11条（信託財産の交付）

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事由により信託が終了したときは、第9条の定めにしたがい収益金の額を計算し、信託取引報告書記載の償還日に、信託金の元本とともにあらかじめ受益者が指定した方法により金銭で支払います。
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事由により信託が終了したときは、解約のお申出日に対応する当行所定の解約計算基準日において、信託設定日から解約計算基準日までの日数、信託契約時に当行が示した予定配当率および信託金の元本により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料を差し引いた後の残額を、解約計算基準日の翌日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3) 前条第1項第4号に掲げる事由により信託が終了したときは、第2項に定める方法により支払います。ただし、当行が認めるときは解約手数料を差し引かないことがあります。
- (4) 前条第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、信託設定日から当行所定の解約払戻日の前日までの日数、信託契約時に当行が示した予定配当率および信託金の解約元本により計算した収益金と信託金の解約元本の合計額を解約払戻日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 第2項および第4項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれの信託財産の交付日の前日において第9条の定めに基づいた方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (6) 第1項において受益者に支払う収益金および元本の金額については、第9条第1項第2号において損失を充当しきれなかった場合は、その充当しきれなかった損失の残額を信託損失金として信託金で充当し、その残額を支払います。また、本条第2項の解約により、合同運用財産にかかるすべての信託契約が終了したときおよび第3項により信託が終了したときは、解約計算基準日、または解約払戻日の前日において第9条の定めに基づいた方法により計算した場合、同条第1項第2号において損失を充当しきれなかった場合は、その充当しきれなかった損失の残額を信託損失金として信託金で充当し、その残額を支払います。
- (7) 第1項および第4項においてやむを得ない事情のため支払いが償還日または解約払戻日の翌日以後となる場合、償還日または解約払戻日から支払日の前日までの期間については、信託金の元本または解約元本に対して、支払日に当行店頭に表示する普通預金利率により計算して、金銭で支払います。
- (8) 第2項および第3項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当行が決定する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。また、同項の定める方法によらず、別途の方法で受益者が受領することもできます。解約手数料は、受益者からの受領の方法にかかわらず、すべて信託財産に帰属するものとします。

第12条（受益者への報告事項）

- (1) 当行は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付する方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。
- ① 第9条第1項第3号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
 - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面
 - ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします。）
 - ④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との取引の状況を記載した書面（なお、受益者から照会があった場合にはすみやかに回答するものとします。）
- (2) 当行は、前項第3号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当行は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を前項に定めるところにより交付するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとします。
- (4) 受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第13条（善管注意義務）

- (1) 当行は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第23条により当行が損害を賠償すべき場合はこの限りではありません。
- (2) 当行がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかわる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかわる措置について、原状回復が適当であると当行が判断する場合は、この信託約款

の信託目的に則し当行が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないときと当行が認める場合は、この限りではありません。

第14条（権利の消滅）

第9条および第11条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託契約期間満了日の後10年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとします。

第15条（受益者の変更）

委託者は、当行の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。この権利は委託者に専属し相続されません。

第16条（信託約款の変更）

- (1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。
- (2) 当行が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容及び変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
- (3) 前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、受益者は当行に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、第2条第3項の規定にかかわらず、当行は第11条第3項に定める解約手続を行うこととします。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- (5) この信託約款は、前各号に掲げる以外の方法による変更はできません。

第17条（受託者の変更等）

- (1) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して、何ら権利を有しないものとします。
- (3) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第18条（譲渡・質入）

- (1) この信託の受益権は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には当行所定の書式により行います。

第19条（印鑑届出・印鑑照合）

- (1) 委託者、受益者、代理人、信託監督人、その他信託契約関係者の印鑑は、申込時に押印した印鑑もしくは指定預金口座の届出印鑑とします。
- (2) この信託に関する諸届等の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故が起っても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条（届出事項）

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当行にお申出のうえ、当行所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 取引報告書または印章の喪失もしくは毀損。
 - ② 取引、名称、住所その他の届出事項の変更。
 - ③ 委託者、受益者、代理人、信託監督人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動。
- (2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。
- ① 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合。
 - ③ 前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合。
- (3) 前2項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第21条（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当行が委託者または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第22条（新法の適用引用条文等の変更）

- (1) 本信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正後の法律）が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

— 情報端末による金融商品契約の申込等に関する特約条項 —

この特約は、当行の定める情報端末を利用して金融商品契約のお申込手続を行う場合に、委託者から申出があり、かつ当行がこれを承諾したときに、主たる約款規定に付加して適用します。

この場合、委託者は申込書への記載にかえて、情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力し、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるとします。

なおその際、印鑑の徴求は行いません。この場合には「信託約款」の約款・規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「押印」は「電子サイン」とそれぞれ読み替えるものとし、その他電子サインにより署名・押印を省略することと矛盾する規定は適用されないものとします。

また、委託者より「電子サイン」をいただいた際の取扱いの場合、受益権の振替または抹消、受益権等または金銭を返還したこと、その他一切の事情から生じた損害については、当行はその責任を負いません。

(以上)

お申込みにあたって

(1)商品名	実績配当型合同運用指定金銭信託(ユニット型)〔名称:HBトラスト〕
(2)販売対象	個人および法人のお客さま
(3)信託期間	信託設定日から償還日の前日まで。 ※具体的には、募集の都度お渡しする「募集要項」にて呈示いたします。
(4)募集期間	募集の都度お渡しする「募集要項」にて呈示いたします。
(5)信託の目的	受益者のために利殖する目的
(6)追加信託	信託金を追加することはできません。
(7)受益者に関する事項	受益者は委託者となります。委託者は当行の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
(8)運用の基本方針	お客さまからお預かりした信託金は、この商品の信託約款に基づき他の信託金と合同して運用します。 『元本の安全性』に配慮し、かつ『金利環境に応じた安定配当』を目指します。
(9)運用の特色	金銭信託ファンドの円建て信託受益権(格付A)を主たる運用対象とし、満期保有を目的として保有します。
(10)お申込み	500万円以上1,000円単位で、原則として募集期間中いつでもお申込み手続きを受け付けます。 ※募集総額に到達した場合には、お申込み金額にかかわらず、お申込みを締切らせていただく場合があります。 ※お申込み受付後、信託設定日までは付利致しません。
(11)申込手数料	無料
(12)予定配当率	お客さまに適用される予定配当率は、募集の都度お渡しする「募集要項」に記載して明示いたします。なお、予定配当率明示後、信託の設定までの間に市場環境が著しく変化した場合には、明示した予定配当率を変更する場合があります。 各信託契約毎の予定配当率は、信託設定後は見直しせず、信託期間中、固定します。 予定配当率通りの収益が実現しつづけるよう安全性に配慮した運用に努めますが、信託財産の運用成果によっては実際の収益金がこの予定配当率で計算した額を下回ることがあります。 お示する予定配当率は、募集の都度定期的に見直しますが、市場金利に変動があった場合においても変更しないことがあります。
(13)元本の支払方法	元本は償還日に金銭にて、配当金と合わせて、お届けの預金口座へ振込にてお支払いいたします。
(14)中途解約の取り扱い	この商品は信託期間中の解約はできません。 ※やむを得ない事情により当行が中途解約を認めた場合には、ご契約単位で解約に応じることがあります。但しこの場合でも一部解約することはできません。
(15)信託契約の終了に関する事項	この商品は、下記の事由が起きた場合に終了します。 ①信託期間の満了 ②お客さまからのお申出による中途解約(当行がこれを認めた場合に限りします。) ③当行による信託契約の解約(信託金の元本割れが明らかであると認めるとき、経済状況の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると認めた場合に限りします。) ④信託約款の変更に対するお客さまからの買取請求
(16)収益金の計算日(信託計算日)	信託が終了した日(最終計算期日)
(17)収益金の計算方法	収益金の額は、各受益者毎に計算する予定配当額を原則とします。ただし信託財産の運用成果によっては、予定配当額を下回る場合があります。 予定配当額は、信託金の元本の額に、各契約毎に当行が示した予定配当率を乗じ、信託設定日から償還日の前日(収益金の計算日)までの日数を乗じて、365で除する方法により計算する額(円未満切り捨て)とします。 具体的には、以下の算式により計算します。 予定配当額=信託金元本×予定配当率×計算期間÷365(円未満切捨) (計算期間…信託設定日から償還日の前日(収益金の計算日)まで。(いずれも同日を含む。))
(18)収益配当時期	原則として、償還日にお支払いします。
(19)税金のお取扱い	収益金の分配に際しては、個人のお客さまは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が源泉徴収されます。 法人のお客さまは、15.315%(国税15.315%)が源泉徴収されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されます。 ※税務の取扱いは、税制改正等により将来変更されることがあります。
(20)信託報酬	信託報酬は、原則として各計算期日に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬率は、信託約款に定める上限(年率3%)・下限(年率0.01%)の範囲内とし、信託財産の運用成果に基づき計算します。
(21)信託事務の費用	上記(20)信託報酬の他、租税公課など信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払います。
(22)受益権の譲渡・質入等	この信託の受益権は、譲渡または質入することができません。当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
(23)信託財産の状況の開示	信託財産の運用状況につきましては、信託計算日(信託終了時)に概要をご報告します。また、別途お客さまからのご請求がある場合には都度信託財産の運用状況についてご報告します。
(24)公告の方法	信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞へ掲載する方法により行います。
(25)その他	お客さまには信託設定日に取引を証した書類(信託取引報告書)を交付致します。

お問い合わせ先 ☎0120-164-088 株式会社広島銀行 個人営業部 〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目3-8

1612広告審査済